

## 第17回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2017年5月30日(火) 15:30～17:26
2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員  
濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、  
加藤委員、木原委員、崎田委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、  
又吉委員、山本委員、四元委員  
オブザーバー  
市川氏、小野田氏、上妻氏、久井氏  
原子力委員会  
岡委員長  
内閣府  
山脇統括官、進藤審議官、増子審議官、川合参事官、大島参事官  
文部科学省  
二村開発企画課長  
経済産業省資源エネルギー庁  
松野原子力政策課長
4. 議 題
  - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について
  - 2 その他
5. 配付資料
  - 17-1 原子力損害賠償制度専門部会の設置について
  - 17-2 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について [7]  
【原子力損害賠償に係る制度(その4)】
  - 17-3 西川委員提出資料

## 6. 審議事項

(濱田部会長) それでは、定刻となりましたので、第17回の原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

まだちょっとお見えになっていらっしゃらない方、いらっしゃいますが、一応始めさせていただきます。

まず、事務局から資料と定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。

本日の資料でございます。第17回原子力損害賠償制度専門部会議事次第に続きまして、資料17-1、資料17-2、資料17-3がございます。乱丁、落丁等ありましたら、事務局までお申し付けください。

また、第16回の議事録を机上資料として配付しておりますが、各委員に御確認いただき、既に原子力委員会のホームページで公開しております。

本日は、遅れて来られる委員の方々おりますけれども、15名の専門委員の出席予定となっており、原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

次に、部会の構成員の変更について、事務局から報告をお願いします。

(大島参事官) このたび、部会の構成員の変更につきまして、5月23日の原子力委員会で決定されましたので、御報告させていただきます。資料17-1を御覧ください。

1枚目、目的等については変更ございません。

1枚おめくりいただきまして、別紙の構成員でございます。この部会、2年を超えておりますので、専門委員につきましては、再任手続をとらせていただきました。

また、オブザーバーについてでございますけれども、全国銀行協会の会長行の変更に伴いまして、同協会の代表といたしまして、三井住友銀行から三菱東京UFJ銀行の久井大樹常務執行役員に本日、御出席いただいております。

(久井オブザーバー) 久井でございます。本日から参加させていただきます。どうかよろしくお願いたします。

(大島参事官) 以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、本日の議題である「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」ということで始めたいと思っておりますが、これまで個別の論点について集中的な審議を進めてきておりますけれども、原子力事業者を無限責任とした場合の賠償資力確保のための枠組み、これについて前回からこの間、議論していただいておりますが、前回から少し時間も経っておりますので、今回はこれまでの議論を少し整理していきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料17-2「原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について」〔7〕【原子力損害賠償に係る制度（その4）】でございます。

先ほど部会長からありましたけれども、これまでの御議論を少しまとめさせていただきました。少々、簡潔にまとめ過ぎているところがあるかと思っておりますので、その点は少し補足をさせていただきながら、説明させていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目、無限責任における賠償資力の確保に係る課題についてでございます。

これまで御意見をいろいろ頂いてきておりますけれども、現在、原子力事業者の無限責任という制度設計の下でやっておりますけれども、原子力事業者が原子力事故を起こし、それによる賠償を行うということになった場合、被害者に適切な賠償を行うためには、必要な賠償資力をしっかりと確保しなければいけないということでございます。ですので、そのためには発災事業者が十分な賠償資力をあらかじめ確保するための方策というものが必要であるということだと思っております。

現行の枠組みについて、何度も御説明させていただいておりますけれども、原賠法に基づく損害賠償措置のほかに、原賠・廃炉機構による資金援助等を活用することによって、今現在でも原子力事業者が賠償資力を確保することは可能であると考えてございますけれども、東電福島原発事故の経験等を踏まえると、より実効性のある原賠制度への見直しというものが必要ではないかということだと思っております。

具体的に申しますと、先般の、今現在も続いてございますけれども、東電福島原発事故の賠償実績などを考慮いたしますと、事業所外への放射性物質を放出するようリスクを伴う事故、さらには重大事故、このような事故が発生した場合には、少なくとも現行の損害

賠償措置額（原子力発電所の場合には1, 200億円でございます）、これでは賠償資力としては不十分ということで、被害者への迅速な賠償の観点からも、見直す余地があるのではないかとということが考えられるかと思っております。

1, 200億円を超えた場合には、現行では、先ほど申しましたとおり、原賠・廃炉機構による資金援助というものが可能になってございます。ただ、この部分につきましては、資金援助に係る資金を確保するための積立てというものができてございませんので、将来に事故が起こった場合には、この機構と原子力事業者とが共同で特別事業計画を作成し、さらには主務大臣の認定という手続を経る必要がございます。ですので、この手続に一定の時間を要するという課題があるかと思っております。

このような課題につきまして、2ページ目でございます。新たな枠組みの検討に当たっての考え方をまとめさせていただきました。

賠償措置額1, 200億円を上回る原子力損害が発生した場合には、先ほども申しましたとおり、原賠・廃炉機構の資金援助等により賠償資力を確保するというところでございます。

しかしながら、次の丸でございますけれども、新たな枠組みによる措置すべき額というのについては、これから具体的な枠組みの検討と併せて御議論いただくことを考えてございますけれども、現行の枠組みの課題、先ほど申しましたとおり、特に事業所外への放射性物質の放出を伴うようなリスクがあるような事故、さらには重大事故、こういうものが発生した場合にも、迅速な賠償に係る支払というものを確保するために、現行の賠償措置額、1, 200億円でございますけれども、ここを一定程度引き上げる必要があるのではないかとこのように考えてございます。

次の丸でございます。この引上げに当たりまして、新たな枠組みの検討ということになるわけでございますけれども、この点につきましては、被害者の保護、それから原子力事業の健全な発達に資するという原賠法の現行の目的、さらには、これもかなり御議論いただきました原子力事業者と国との適切な役割分担、こういった観点も踏まえまして、三つの観点を整理をさせていただきました。

まず、一つ目が、迅速な賠償の実施に資するものとなっているか。すなわち、原子力事業者が被害者の方々に賠償を支払うということになります。支払うためには、繰り返しになっておりますけれども、賠償資力をしっかりと確保される必要がございますし、これも既に御議論いただきましたけれども、手続面ということで、現行の枠組みの中で入っております紛争審査会でありますとか、原賠ADR、こういうものも含めまして、全体として迅

速な賠償というものがしっかりと実施できることが必要と思っております。

次の点でございますけれども、新たな枠組みの費用分担についてでございます。費用分担につきましては、一般税による負担、若しくは電力自由化というものも踏まえまして電気料金等への影響というものもでございます。こういう観点から、国民、住民の方々の理解が得られるようなものになっているかどうかという観点も、重要ではないかというふうに思っております。

続きまして、三つ目でございます。電力システム改革及び原発依存度の低減という事業環境の変化の中で、原子力事業者の予見可能性の確保に留意したものとなっているか、こういった観点からの検討が必要ではないかというふうに整理をさせていただきました。

また、これらに関連する御意見といたしまして、新たな枠組みにより賠償措置額を一定程度引き上げられることになった場合に、原子力事業者の安全対策への投資に与える影響というものへの考慮というものも、いろいろ御意見を頂いていたというところでございます。

最後に国についてでございます。国として原子力発電に係る環境整備を進めるという観点からは、引き続き、原子力損害賠償についても国が関与する形での制度設計が必要であり、この制度設計によりまして、原子力施設が立地する住民の安心感の醸成につながるものというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。これまでの主な意見というものを、非常にコンパクトにまとめさせていただきました。

先ほどから言っているとおり、一つ目でございますけれども、重大事故への備えという観点から、現行の賠償措置額1, 200億円が過小ではないか。

それから、現行の制度、賠償措置額若しくは原賠・廃炉支援機構による資金援助の負担についての考え方についての御意見というものが頂いております。

それから、3点目、賠償措置額というものを引き上げた場合には、保険的スキームの形になってございますので、原子力事業者が負担する保険料・補償料が増額となり、それにより、平時における電気料金が上昇するということへの懸念というものもあったかと思えます。

それから、4点目でございます。発生率の低い過酷事故への備えをどうするかという点につきまして、保険的スキームが有効に機能しないのではないかという御意見も頂いていたところでございます。

それから、国の役割についてのところについては、三つほどまとめさせていただきました。

一つは、無限責任として、発災事業者が賠償責任を負うということであれば、発災事業者ができるだけ早期に多くの資力を確保するような制度設計ということが必要はないかという御意見。それから、二つ目といたしまして、無限責任とした場合に、国がこれまでよりも一歩前に立ち、どのような環境整備を行うかということを具体的に示すという御意見を頂いております。それから、三つ目は、原子力事業等については、国が規制権限を行使をしているという観点から、国の責任という部分についての御意見というものを頂いたかと思っております。

これを、具体的な制度の形にしてございませんので、恐縮でございますけれども、絵にいたしますと、4ページ目のところでございます。現行では、繰り返しになって恐縮でございます、損害賠償措置額、原子力発電所の場合には1, 200億円でございます。これについて、事故原因によって多少差異がございますけれども、基本的にはいわゆる保険的スキームで支えているというところでございます。一般的な事故の場合には、責任保険契約ということで、原子力保険プールさんに御尽力いただいているところでございます。また、それらの保険でカバーできない、地震、噴火、津波などの原因による事故の場合には、政府補償契約というものを交わさせていただきまして、1, 200億円の賠償資力を確保させていただいているというところでございます。

これを超える部分につきましては、原賠法第16条に基づく政府の援助という規定があったわけでございますけれども、ここについては、東電福島原発事故の場合には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構というものを作らせていただきまして、資金援助というものをし、今現在も賠償につなげていただいているというところでございます。

ですので、現行の制度では、第1層目に当たります保険が1, 200億円と。その上に機構による資金援助という、いわば2層構造のような形になってございます。ここにしまして、先ほど申しましたとおり、事業所外への放射性物質の放出に至るような事故あるいは重大事故、この備えということを考えた場合に、現行の2層構造ではなくて、もう1段、途中に入れる形で、いわば3層構造ということで、備えを厚くすることが必要ではないかという形で提案をさせていただいているところでございます。

保険的スキーム、それから機構などにつきましての特徴をもう一度おさらいをさせていただきたいと思っておりますので、参考資料に入らせていただきまして、まず5ページ目でございます。

原賠法、それから政府補償契約につきましては、原子力損害賠償補償契約に関する法律、

こちらの方で個別具体的な規定というものがされているところでございます。先ほど、補償料が高額になった場合にどうなるのかという御意見もあったところでございますけれども、5ページ目の一番下になっていて恐縮でございます、補償料につきましては、1年間当たり補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費を勘案して、政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を補償料という形で定めさせていただいております。

具体的には、その下のページ、6ページ目、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令でございます。こちらの方で、原子力発電所につきましては、第3条第1号でございます。1万分の20ということで、東電福島原発事故を反映をいたしまして、事故の発生の見込みというものを変えた結果、1万分の3から1万分の20まで引上げさせていただいたところでございます。下の方に措置額の推移、当初は50億円からございましたけれども、今現在1,200億円に対して、1万分の20を掛けた金額になってございます。ですので、1サイト当たり2.4億円の補償料を頂いているという形になってございます。

ちなみに、下の方に、諸外国の責任保険契約における賠償措置額というものも書かせていただいております。

それから、1枚おめくりいただきまして、7ページ目でございます。先ほど申しました政府補償契約の補償料収入のこれまでの経緯でございます。昭和36年に原賠制度ができてから今現在に至るまで、総額にいたしますと400億円ほどの補償料というものを頂いているところがございますが、東電福島原発事故が発生するまでの間でございますと、平成23年のところですので、ここまでの数字を合計すると、約158億円という数字が帳簿上、積み上がっているという形になっております。平成24年から料率を上げておりますので、補償料の全体の収入というものも、大幅に上がっているという形になってございます。

今現在、先ほど言いましたように、1サイト当たり2.4億円、発電所、それから原子力機構（JAEA）の施設も合わせますと19サイト、それから、青森の再処理の施設、全体を合わせますと、約46億円ぐらいまでになるかと思っております。収入は支払日に応じてありますので、上下をされていて、あと、輸送などで上下をしておりますけれども、原則的には45億から50億の間の収入というものが入っているところでございます。

それから、続きまして原賠支援機構でございますけれども、8ページに関連する法律を入れさせていただいておりますけれども、先ほど申しましたとおり、その下の方でござい

ます。機構法の第45条のところで、特別事業計画の認定ということで、主務大臣の認定を受けなければ、資金の援助ができない、資金交付ができないという形になってございます。

その次のページ、9ページ目でございますけれども、全体のお金の流れ、それから手続の流れというものを書かせていただいております。

それから、下のページ、10ページ目に、東電福島原発事故以降、東京電力以外の方々に負担をしていただいている部分での一般負担金、それから、東京電力に負担していただいている特別負担金のこれまでの推移というものを書かせていただいております。

最後に、改めまして諸外国の原賠制度について簡単に御説明させていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、11ページ、12ページ目でございます。

主要国ということで、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツを図示した形で整理をさせていただきました。各国によりまして、原子力に対する歴史的な経緯でございますとか、根本になっている民法でございますとか、それからヨーロッパの場合には、パリ条約などの関連もございまして、それぞれに必ずしも同じ制度にはなってはございませんが、ほぼ共通的に言えるのは、一番下の層のところ、第1層に当たる部分については、保険の形をとっているところが多うございます。それから、ヨーロッパの場合には、先ほど申しましたとおり、パリ条約、それから、まだ発効しておりませんが、パリ改正条約、これを見据えた形での資金負担という形での制度設計になっているかと思っております。

何点か特徴的なところだけ御紹介させていただきます。

まず、アメリカでございます。御承知の方も多いかもしれませんけれども、アメリカの場合には、原賠制度の関連法律といたしましては、プライス・アンダーソン法というものが1957年にできまして、それ以降、賠償というものが同法に基づきまして措置をされているというところでございます。

なお、この法律につきまして、当初は保険的スキームを中心としておりましたけれども、その後の何回かの改正を経まして、今現在は、一番左側、NRCの被許可者というところ、ここがいわゆる原子力発電所に相当する部分ですが、ここを見ていただければと思いますけれども、第1層のところ、いわゆる民間保険、アメリカの原子力保険プールさんが担っているかと思っております。

その上に、アメリカの特徴は、事業者間の相互扶助制度というものを持っております。



この制度につきましては、米国の規制を行っておりますNRC、この規則に基づきまして、事業者間の相互扶助制度を維持するという形になってございます。聞くところによりますと、実際の運営管理につきましては、先ほど言いました原子力保険プールに当たりますANIが管理をしているかと思っております。

具体的な措置額の金額でございますけれども、民間保険のところは3.8億ドル、その上に事業者間相互扶助といたしまして、総額では126億ドル、日本円にいたしますと1兆を超える金額が措置をされています。この内訳につきましては、米国の場合にはサイト主義ではございませんので、いわゆる1基当たり最大で約1.1億ドルの支払義務が事故が起こった後に発生をする、事前契約型・事後回収型という形になるかと思っております。こういう形で巨額の賠償資金に耐えられるような制度になってございます。

続きまして、イギリス、フランスにつきましては、先ほど申しましたとおり、基本的には条約を履行するための制度設計になっておりますけれども、イギリスについては、3億SDRを超える部分については、政府補償が可能になるような形になっておりますけれども、ここにつきましては、恐らく事故後でなければ、実際にどのような補償になるのかというのは、定かではないかというふうに承知をしております。

なお、フランスにつきましても、有限責任になっておりますけれども、これを超える部分についてどのような措置がなされるのかというのは、明確な規定というものはないかと思っております。

続きまして、ドイツでございます。ドイツもアメリカと似ているところがございます。第1層のところの部分については、責任保険が2億ユーロでございます。その上に、パリ条約及びそれを補完するブラッセル補足条約に基づく措置というものがございます。その上に、一度、事業者の賠償措置ということで、事業者そのものの資力の部分がありますけれども、その上に、事業者の相互扶助ということで、22億ユーロが確保されております。これにつきましても、いわゆる事前に契約をし、事故が発生した後に回収をするというような仕組みかと思えます。

ドイツにつきましては、今現在は、電力会社がかなり合併、再編というものを行われまして、4社になっているかと思えます。ですので、4社でこの22億ユーロというものを資金的に補償するというので、4社のうちどこか1社で事故を起こした場合には、残り3社が相互扶助の形で支えるということかと思っております。

なお、ドイツにつきましては、これ以外にもドイツの賠償の関係している法律に基づきま

して、賠償措置によって填補されない場合の国家補償というものがございます。これについては、非常に限定的かと思えます。例えば、普通の民間保険でカバーできない10年を超えるような補償というものが発生した場合には、国家補償というものでカバーをするというような制度設計になっているということで、一部は日本の政府補償契約と同じような制度設計かと思えます。

諸外国につきましては簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。全体の資料の説明についても以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

これまでの議論を踏まえまして、現行の枠組みでの賠償資力の確保に係る問題、それから新たな枠組みの検討に当たっての考え方について整理をいただきました。また、これからの議論の参考となる幾つかの資料につきましても、少し丁寧に数字等が入った形で説明をいただきました。

これから皆様方から御質問を含めて御議論をいただければと思っておりますが、先ほどの説明の最初のころにもございましたように、特に三つの観点、一つは迅速な賠償の実施に資するものかどうかということ。それから、二つ目には費用負担について税財源による負担や競争力を阻害しない電気料金等の観点から国民の理解が得られるものとなっているかどうか。そして、これもこれまでよく議論がありましたように電力システム改革、あるいは原子力依存度の低減という事業環境がかなり変化しつつありますので、その中で原子力事業者の予見可能性の確保に留意したものとなっているか。こういった三つの点などを中心にして議論をお願いできればと思っております。

いつものように御質問、御意見がおありの方には名札を立てていただければと思いますが、西川さんの資料をまず説明をしていただけますか。お願いします。

(大島参事官) 資料17-3でございます。

第17回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見、平成29年5月30日、福井県知事西川一誠。原子力賠償措置を保険的な制度として運用するためには、いわゆる大数の法則的性質には必ずしも当てはまらないので、保険的な措置のみならず、いざという時、国が必要な財源を確保することが重要である。

また、原子力発電所に対する日常的な事業者の安全対策、さらには制圧対策への投資が最優先されるべきであり、そうした観点から、将来にわたり事業者が持続的に原子力発電所を経営できる制度設計とすべきである。

国においては、原子力政策について明確な方向性を示しながら、賠償のあり方について議論すべきである。

公務のため、会議に出席できず申し訳ありません。上記のとおり意見を提出しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

西川委員からこの資料を提出していただいております。こうした御意見も踏まえて御議論いただければと思います。

いかがでしょうか。

(住田委員) 本日、前回の議事録が配付されてございますが、私の意見が15ページのところで国家賠償の話、それから20ページのところで措置額については、それほど過大にする必要がないのではないかという意見、2点を申し述べております。これらの意見は今回も変わっておりません。

1点目の国家賠償に関して、先般、前橋で地裁判決がありましたことを踏まえて意見を申し述べます。

前橋地裁の判決は、私が以前から、国が多分敗訴するだろうということを申し上げておりましたとおりでした。その結果、国と東電が連帯責任を負う、しかもその連帯責任の割合は半々であるということでございます。国はこれに対して不服として控訴して争っておられると聞き及んでおります。

同様の訴訟が今後も続くと思えますし、結果としては違うものも出てくるかと思えますが、今回の前橋地裁の判決につきましては、私は法的に非常に真つ当なものであって、これが維持される可能性は大きい、極めて、と言いたいところですが、大きいというふう考えております。

もしこれが最高裁の判例として固まりました場合には、今の福島事故につきまして損害賠償のスキームが根底から覆ります。今後、同様の判決、また5割5割になるかどうか分かりませんが、少なくとも国の責任を認める、不作為であることに関しての責任を認めるということになりました場合には、国に損害賠償責任があるわけですから、東電から求償されます。払い過ぎた分については東電から求償されます。これが第1点。

第2点は、当然ながらほかの電力会社が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に拠出して、実質的に損害賠償、というより国の利払いに使われているものでございますが、ほかの電力

会社が国に対して不当利得返還請求権を起す可能性もあります。法律に基づいているからいいのだと言われるかもしれませんが、この法律自体が逆に言うと公平性からして問題があるのではないかとこのところまで問われる可能性があります。

今後、どういう判決が出るかは分かりませんが、少なくとも今回の前橋地裁の判決はこれまでの様々な原子力関係の裁判の中では、予想し得、かつ極めて真つ当であると私は考えております。

今回の資料にございます各国の法制を見ましても、相互扶助とありますが、電力会社相互のものもあるでしょうが、ケースによっては貸与で返還等が認められるものもあるでしょうし、返還が認められないものもあるかもしれません。そこら辺がよく分かりませんが、相互扶助とはあるものの、最終的には国による補償と書いておりますことから国が補償するものもあるとみられます。

実際、日本の場合、戦前は国家無答責、国は違法行為はなさずということで、国に対しての国家賠償は認められませんでした。英米法の体系も同様でして、アメリカでは今でも国家賠償は形としてはございますが、裁量の幅が極めて広く、濫用的なものすら国家賠償は認めないという、そういうお国柄でございます。

それに比較しまして、日本の場合は国家賠償は通常の過失であれば、すなわち、裁量権を著しく超えるものであれば過失があるとして責任が認められるということです。このようなアメリカですら補償措置として国が責任を認めるというような制度をとっているとしたら、我が国でも当然国が補償・損害賠償をする制度とすべきだと思います。

今回、何か月もこの会議が開催されなかったのは、私が想像いたしますに、予算措置が必要となる法制度に関しては、事務局レベルでの調整が極めて困難であったからだろう。元役人ですから、それはすぐにそう思いました。また、今回もこの点だけは出ておりますけれども、恐らくこの補償措置をどうするか、また、国の税金を出すかどうかと決定することに関してどうするかは政府部内での調整がなかなか困難であろうと思っております。

ですからこそ、国と発災事業者との連帯責任という説を私は今回の裁判の結果を見たように、当然とり得る方策だと思っておりますが、それを強く言ったところで、どこかで握りつぶされると思い、前回も最高裁の判例が固まるまでは私としては強く主張しないこととしたのです。ただし取締役会であれば反対することは必要です。個人責任を問われないうために。ですから、私はそういう意味では、この会議においても本来は国がきちんと連帯責任を取るような制度をとるべきだということを、最後まで少数意見であったとしても申し

上げておきたいと思います。

このように広く国民に被害を及ぼす損害賠償責任を国が出し渋っているような状況であるということ、その結果として電力消費者、これは企業だけではなく関係ない地方に今回つけ回ししているわけでございまして、今回のスキームに関してはやはり批判するべきものは批判しておこうと思っております。

この考え方で参りますと、国はかなりの程度、税金として負担するスキームとなります。税負担というのは、電気料金と違って一応逆累進性ではなく累進性となりますので、納得感が得られやすいと思っております。

繰り返しとなりますが、電気料金ですと、あまねく電力の消費者にかかりますから、これは生活必需品にかかる消費税と同じで、逆累進性があります。そうではなく、いざ事故が起きた場合には一般的な税負担にするべきであるという考え方を表に打ち出すべきであると考えております。

それから、国は今回規制権限を極めて強化した、原子力保安院から原子力規制委員会に変わったわけです。強くなればなるほど責任が重くなるということ。多分起こり得ないという自信をお持ちだと思いますから、そういう意味でも国が形として制度として、きちんと責任を負うということを西川委員もおっしゃっていますように、明記するべきであると考えております。

各国の法制では事業者は有限責任です。各国はほとんどそうであります。日本の場合、国が一定の部分の責任を負うというような形で明記すれば、各国との法制とも平仄が合うと考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の住田委員の御発言に何か御意見はございますでしょうか。

(大塚委員) 御意見としてそのとおりのところもあると思いますが、国家賠償に関して、補償的に無過失責任を国について課するのであれば、ここでまとめて議論をしなければいけないと思いますけれども、今回の前橋地裁は国家賠償については国家賠償法の過失責任を前提にしていますので、規制権限不行使に関して、過失責任が問われるような状態にならないければ今回の判決は出ていません。常に国に責任があるとするかどうかは、正に制度設計の仕方によることとなります。福島事故に関して、今回の前橋地裁は国に規制権限不行使の過失があったということですので、東電と連帯になりますが、我々がここで制度設計を

するときに国に過失があるときだけを前提にして考える必要はないので、そこは切り離して考えることは可能だということだけを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) お願いします。

(住田委員) 先ほどの資料のその4、3ページでございますが、先ほどの大塚委員のお話は規制権限の不行使による過失を前提の裁判であったということでございますが、今後も電力事業者に対して国が絶大な規制権限を行使する、しかも規制権限は更に強化されたということになると、権限を有する者には責任があるということで、無過失責任という必要はなくて、実際には原賠法自体事業者に対して無過失責任でありますから、それと平仄を合わせるという意味では同様の責任というふうに考えてよろしいのではないかと考えます。

そして、背景的に国にはこれだけの権限があるので、過失を問うと言う必要もないでしょう。権限があり、そこから責任が発生する以上は連帯責任を負うべきであるという考え方は、ですから、今の大塚委員のおっしゃっていることと私のものとは大きく内容は違っていると思っております。

(大塚委員) 住田委員の御意見としては分かりますけれども、そこは国についても無過失責任的なものを考えるかどうかということなので、過失を前提としないと連帯にはならないと考えると、少し考え方は違ってはくると思います。その点をどう考えるかによっていろいろ考え方が違ってくるということだけ申し上げておきます。

(濱田部会長) ほかに今の点、いかがでしょうか。

どうぞ、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) 今の住田委員の御発言に関連して。私がこれまで発言していた視点は、例えば今日の資料の3ページで意見を総合的にまとめている部分の下から2行目にあるように、国がこれまでよりも一歩前に立って、どのような環境整備を行うのかということ具体的に示すことで、国民に安心感を持ってもらうことが大事だと、こういうような主旨の発言をまいりました。

それで、今回、図にあるような責任保険、政府補償、そしてこれからどういうふうにその額を考えるのか、積立てをどうするのか、そういうような議論を踏まえてですが、最終的にやはり国が前に出るというのは具体的にどういう形なのかということ、やはりしっかり議論していただきたいと思っております。

ですから、それをどういう内容にし、どういう幅にするかというそういう議論にも今の住

田委員の御発言はつながるものというふうを受け止めております。

ですから、全体の議論の中で、最終的に国がしっかりと関与するという形をどう示していくのかというのは、是非しっかりと議論していただきたいことだと考えております。よろしくお願ひいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) 去年までの垂直一貫で電気を各地方ごとに決められた事業者から全て送られていたという、そういう状況であるならば、その国との関わりもかなり住田委員がおっしゃるようなこともあり得るのかもしれませんが、去年以降電力が自由化されて、福島を経験したからゆえにだけではないのかもしれませんが、やはり原子力の電気は使いたくない、もしかしてリスクが大きいからというふうに思い、電気料金がたとえ高くとも自然エネルギーの電力会社を選ぶというふうに意識をして、選んでいる国民も多くはありませんが、そういう人に対しても等しく原子力を進めていくという電力会社のリスク分を負担していくというのはちょっと私にとっては非常に不可解な話です。

そういう大きいリスクがあるからこそ、違う電気を選んでいきたいというふうに思って、選んでいる人にとって、しかもそれは国で決められた制度なもので、どこまでそれを国家が責任を、原子力事故に対して責任を負っていくのかというお話、福島の場合はそれまでの話ですから、今決めようとしているのはこれからのお話なもので、そのあたりやはり税金なり、電気代なりというお話がありますけれども、いずれにしても国民が負担しなければ、最終的には負担するのは分かりますけれども、全国民が本当に負担するべきかどうかというところをきちんと詰めてお話を進めていただきたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

住田委員のお話をきっかけに少し議論の幅が広がってきましたが、何か更にこの関連でございませうでしょうか。

加藤委員、お願いします。

(加藤委員) 私ども経団連としては、原子力事故が発生した際に事業者が負う責任に上限を設ける方向に将来的には持っていきたいと思っております。しかしながら、14回のこの会議で鎌田部会代理から、法律論としての有限責任論には法律構成上非常に難しい問題があ

るとの御発言がございましたし、事務局からは責任限度額の水準決定や、電力自由化を巡る議論が進行する中で、有限責任という問題は短期的には解決できない問題が多々あるという話がありました。今のこのような事業者が置かれている環境では有限責任論というところに持っていくのは難しいというような流れになっているんだろうと思っています。

そういう中で、迅速な被害者救済に資するものとなっているか、あるいは、原子力事業者の予見可能性の確保に留意したものになっているかという観点から、原子力事業者を無限責任とした場合であっても、賠償措置額の増額が不可欠であるという点と、賠償措置額を引き上げる場合には、平時の電気料金が上昇することがないように、補償料率を適切に設定していただくことが必要である、ということ述べさせていただいております。

とりわけ平時の電気料金が上昇しないようにすることは、我が国の経済社会の観点から極めて重要な課題であると考えております。

この3ページの説明におきまして、賠償措置額を引き上げる場合には、補償料が増額となり、平時の電気料金上昇が避けられない旨の意見があるという御説明がございましたけれども、原子力発電所の規制基準が強化され、安全性が高まっている中で、現行の補償料率そのものを見直す、引き下げることが本当にできないのか。補償料の考え方の見直しを含めて政府内でよく御検討いただきたいと考えています。もし検討が進んでいるようであれば検討状況を教えていただきたいと思います。

また、この迅速な被害者救済という観点から言いますと、賠償措置の仕組みでは今問題があるという御説明がございました。この点は現行の賠償措置の仕組みそのものに問題があるとの指摘と理解していますが、改善に向けた課題を整理していただいて、改めて御提示していただけたらと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員。

(大塚委員) 今の加藤委員の御発言と結論は同様でございますが、私はやはりこの二つ、つまり賠償措置額を上げるということを考えて、その上で現在の廃炉機構法と同じような仕組みを使うという方法と もう一つは事後回収だけでいくという方法が多分あると思いますので、どちらがいいかということを考えなければいけないと思います。私は賠償措置額は上げる必要があるという考え方をとった方がいいと思っていますけれども、その最大の理由は確かに賠償措置額を上げて、その上限を更に超えるような賠償が必要になった場合は、



廃炉等支援機構法のようなものが必要になってきますので、そこは事後回収と余り変わらないので、そこを超えた部分については違わないのですけれども、その賠償措置額を上げたところの部分についてはまでは事後回収ではない仕組みをつくった方がいいのではないかとということがあると思います。

私は、前にも議論があったように、倒産ということは原子力事業者に関しては望ましいとは思っていませんが、現在の電力システム改革の結果、倒産の可能性はなくはないということでございますので、そういうこともちょっと考えておく必要があると思います。

事務局に対して質問が二つあって、一つは、迅速性の観点でこの賠償措置額を上げた場合に、迅速な対応ができないかどうかということでございます。現在はこの1ページのところに書いてある話だと、迅速な対応がちょっとしにくいのではないかとということだと思います。ここは何か抜本的に変えることが不可能かどうかということが一つございます。

もう一つは、完全に事後回収だけのアメリカのようなシステムにした場合に、引当金のような、ある意味死に金ということになるのかもしれませんが、それを原子力事業者の方で持っておく必要がどのぐらい出てくるのかという問題があると思いますので、その2点についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) では、今の点を事務局の方からよろしくお願いします。

(大島参事官) ただいま加藤委員、大塚委員から関連している御質問を頂きましたので、併せてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今現在の政府補償契約、先ほど申しましたとおり1万分の20という形で、これにつきましては法律及び政令のもとで、先ほど申しましたとおり補償損失の発生の見込みというものを計算した上で、今現在に至っているということでございます。

この料率も含めて下げられるのかどうかというのは、この部会の御議論を踏まえて新しい制度設計の中で、今現在我々事務局としては1,200億円そのものの額がどこまで上がるか上げられないのかという議論は別途ありますけれども、少なくとも民間で担っていた責任保険契約、それから我々が担っております政府補償契約、ここを第1層として維持した上で、第2層を新たにつくった方がいいのではないかとということで御議論いただければと思っておりますので、第2層の在り方によっては第1層の今の政府補償契約の補償料率もそれに応じて変更というものもあるのかなというふうに思っております。

今は、過去の事故確率に基づいて計算をしておりますので、そういう意味では、今のやり

方を踏襲すると大きく余り変わらない。ただ全体の制度設計の中で、考え方も含めて変えるということであれば、それはもちろんあるのかと思っております。

それから、大塚委員からこの部分を大幅に、いわば政府補償契約を大幅に上げたときの迅速性の課題はどういうものがあるのかという御質問だったかと思えます。

これもどの程度まで補償契約の額をカバーするのかということにもよりますけれども、現在の制度設計のままではそれ相応の時間がかかるのではないかと事務局では思っております。

と言いますのは、補償契約は保険的スキームになっておりますので、事業者が賠償金を被害者の方々に支払った後に、その支払った結果をもとに政府側に請求し、政府側で一定の確認、保険であればいわゆる査定ということだと思えます、それをした上で事業者にお支払をするという手続が前提になっております。これのメリットといたしましては、実は原賠法をつくった当時のもう一つの懸念として、賠償のためのお金を払っても、そのお金が賠償以外に使われてしまって被害者の方々に行き渡らないということがないように、ということを重視した法制度設計になっておりましたので、こういう制度設計になってございます。

ですので、例えば1, 200億円を相当程度上げるということになりますと、その手続を今のままにしまうと多分かなりの時間を要してしまうので、そのところは制度的にかなり工夫をしなければいけないのではないかと。例えば、福島の場合にはお支払するのに1年以上かかっていますので、こういうところは、かなり制度設計を変えないといけないのではないかとこのように思っております。

それから、もう一つ、アメリカとかドイツの例も含めて、事後回収のところの相互扶助の課題が幾つか多分あると思えます。これは具体的にどういう形で相互扶助とするのかも含めて細かな制度設計を考えながらでない課題というものもどの程度あるのかということが見通せないというのは正直なところではあります。

例えば、先ほど言いましたアメリカの場合に、各個別の会社さんが引当てをしているかどうかは我々も調べ切れませんが、先ほど申したとおり、1基当たり1億ドルまで最大負担をしなければいけないというNRCとの契約関係になっているかと思っております。ただ、この部分の支払については、1年間に1,000万ドルまででいいという別の規定もあるようでございますので、そういう意味では、いろいろな制度的な工夫というものがなされているのだと思えます。ですので、この部分についての引当てとい

うものをあらかじめしておく必要があるのかどうかというのは、各会社さん、それから企業会計制度という中で工夫が本当にできるのか、できないのか。それから、相互扶助についても各社さんで一定金額の回収をするのか、ほかの方法がないのか、そういうことも含めて引当てを必ずしなければいけないというわけではないと思います。ただ、繰り返しになって恐縮ですけれども、制度設計によっては、場合によっては企業会計上の引当てというものを一定額、全額はないとは思っておりますけれども、一定額、引当てをしなければいけないという可能性も今現在、排除はできないとは思っております。

すみません、回答になっているかどうか恐縮でございますけれども、以上でございます。

(大塚委員) どうもありがとうございました。

第1点の方の措置額を上げた場合の迅速性の点については、やはり現在の制度のままだと時間がかかり過ぎると思いますので、簡素化をすることをやはり考えておかななくてはいけないのではないかとこのことを申し上げておきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 今の事務局の御説明で大分はっきりしたのですが、私は当初、4ページの図は政府補償契約の方が上に乗ってくるスキームかなというふうに思っていたのですが。しかし、今の御議論を聞くと、ここは第2層として全く別のものが上に乗っかるということのようです。そうであれば、その原理も補償契約という形を、補償を基本の形にするかどうかというのは少し考えものであると思いました。私自身も、この賠償措置額を上げ、あり得べき事故に備えるというのは極めて重要だと思います。そういった意味では、上げるということと、その場合に、これはいろいろと議論がありますが、ベースロード電源として国が位置付けた以上は、国がその部分の責任を持つという形で考えるべきではないかと思えます。そのような意味では、政府補償契約で言う保険料、これは先ほどのお話を聞くと、いろいろな視点が入って決まっているようです。事故確率といっても本当に科学的な形で事故確率が出ていると、そういう話になっていたかどうかは分かりませんので、ある種民間が加入できるような制度設計という視点から考えるべきではないか、と思いました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、まず遠藤委員、住田委員、それから伊藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 原点に立ち返ったお話が続いているので、私も申し上げたいと思います。そもそ

も過酷事故に対する賠償にあらかじめどう備えるのかということを考えてときに、福島第一原子力発電所事故クラスの事故リスクについて、言わば過酷事故のテールリスクについて、これは今までのこの会議でも何度か申し上げているのですが、保険的なスキーム、つまり、極めて低い頻度の巨大な事故をカバーするために掛け捨ての保険料を支払うことで備えをするというのは、どうしてもそぐわないと思っております。そういう意味では、賠償措置額というのは現行どおりでもいいぐらいで、各国の状況を見ても、保険でカバーしている金額はそれほど多くありません。仮に、どうしても保険分を引き上げるとしても新規規制基準が適用されて事故リスクが下がったであろう点を考慮し、保険料が余り変わらない程度に措置額を設定するのが適当ではないかと思っております。

では、過酷事故のケースの全てにおいて、事後的な措置で良いのかということについてですけれども、福島の事故のケースを例にとれば、本来、発災事業者のみが負担すべき賠償費用というのは、他電力、もっと言えば他電力の利用者の負担に事後的に振り替えられています。その事後的な負担の再分配というのは基本的には、省令によって主に一般負担金の割当てという形で行われていて、昨年末には一般負担金が託送料金に乗せられるといった形で、原子力を保有していない新電力にも一部負担が求められることが決まったというところがございます。

これは、負担を担う電気利用者、つまり国民にとっては税金を徴収されているに近い形のものであると思います。これが極めて裁量性の高い省令によって事後的に設計変更されるということには、違和感がどうしてもございます。私も住田委員もおっしゃるように、税による出動というもので国の責任をはっきりさせなくてはならないと思っておりますが、住田委員と意見が違う点がございまして、一般税ではなく、電源開発促進税による徴収が適当であろうかと考えます。これもずっと申し上げてきたことであります。もちろん電促税というのは託送料金の原価に含まれますので、実質的には託送料金の引上げと同じになります。しかし、過酷事故の場合は、特に国民負担も大きいので、省令ではなく、国会審議のプロセスを経るのがふさわしいと思います。これまでずっと議論をして参りました原賠制度の見直しの要諦というのは、やはり国と事業者の負担の割合を再配分することですので、国の負担の在り方からすると、巨大な天災などによって過酷事故が発生し、ある程度の範囲を超えた被災者の損害が生じた場合には、電促税で国が全面に立ってしっかり徴収するということを事前に備えておくことが必要で、これは国民に対して、ある種の説明責任を果たすことにもなると思います。省令で一般負担金の再配分をすれば、電力会社が

説明責任を果たせなくてはならないのですが、電促税で徴収する制度があらかじめ整備されていれば、国が主体的にきちんと説明責任を果たす必要があります。

先ほどからの議論の中で、賠償支払の迅速性の問題が上がりまして、措置額が賠償支払に充当される際の迅速性の問題を議論されていると思うのですが、福島第一原発事故以降は原賠機構法が制定されましたので、交付国債の枠組みもありますし、そもそも立替払もある。したがって、この点につきましては制度的には整っていると私は思っています。

もう一点、共済制度についてですけれども、一般負担金の制度というのは、東京電力の賠償のためだけのものではなく、将来の事故、もちろん東京電力の賠償が終わった後にしか積み上がりませんが、自社のリスクに備えるための制度という立て付けですので、共済制度自体については、既に整備がされているのという認識を持っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

(住田委員) 先ほどのお話の続きという形になります。3層方式にする上で、1層目の責任保険契約、政府補償契約、これについてはそれほど過大にする必要がないという理由がもう一つございます。私はこういう破綻リスクの場合、まず、銀行の預金保険機構、それから生命保険契約者保護機構、いずれもお金を扱うところのプロが破綻に備えて積み立てる制度がございしますが、これらのプロが過大に積み立てることは死に金に等しく、遺憾に思っております。電力会社の場合についても、死に金としておくのではなく、事故の防止のための安全対策により資金を費やしていただきたいと考えます。そういう意味では、第1層については、世界的にみても十分ですから、それほど大きなものにする必要はないと考えております。

第2層、第3層の問題なのですが、第3層の原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助、これ、現実には事業者からの拠出金です。そして国は貸し付けているだけです。だから、援助するとしても金融の利益を与えているだけで、本当の意味で国からお金が入っていません。しかもこの廃炉等支援機構に関しての福島のスキームは、今回、もし前橋判決が最高裁で確定した場合には破綻するものというふうに考えております。これは今回一応残さざるを得ないといたしましても、第2層としては海外のアメリカやイギリスやどこの国にもありますけれども、政府補償という言葉を入れるべきであると考えております。補償というのは無過失責任でありまして、その根拠としては福島の事故においても国の責

任があったものであるから、今後も一般的に国の過失を問うことなく補償するということを明言することが、原子力発電を国の政策として推進する以上、必要であると考えております。

その財源に関しては、いろんな考え方がありますが、私は逆累進制になることから、電気料金に跳ね返るような、託送料にかかる税というのは好みません。恐らく財務省からいくと、そちらの世界でやってほしいという形で押しつけられる可能性が大いにあると思いますが、一般的な復興税でやった方がよろしいのではないかと個人的には思っています。ただ、これも政府内の調整で決まることであろうというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

伊藤委員、お待たせしました、お願いします。

(伊藤委員) 今までも意見が出ているので、私も一つやっぱり立地地域の方々の立場に立ってみると、どういう方法がいいのかなということを考えてみたのですけれども、やはり福島の事故以来、非常に申し上げにくいのですけれども、やはり事業者に対する信頼というのは正直なくなってしまっているという状況があります。なので、その中で再稼働を今後していくときに、もし過酷な事故が我が地域で起こった場合に、果たして本当に事業者に任せて事業者が全体的に責任を持って補償していくというスキームが本当に大丈夫なのかという不安をすごく抱えていらっしゃるのが現実だと思うのです。

先ほどからも出ていますように、それで、賠償措置額を上げて、そして補償料がこれから電気料金という形でもっともっと上乘せになっていくとすると、これは生活にも直結することですし、特に経済、中小企業の方々に与える影響というのも非常に大きいことになりまして、起こるか起こらないかこれから分からない。起こらないことを大前提にやっていたかなければ原子力発電自体がもう成り立たないと思いますけれども、それに対して多額の補償料を払ってくということが、やはり国民としてなかなか受け入れ難いであろうということをおもうわけなのです。なので、やっぱりこの事故をきっかけに本当に国には考え方を根本的に変えていただいた方がいいのかなと。それでもなおかつ原子力発電が国の政策として、国のエネルギーを考えたときに非常に必要なのだということで、今のエネルギー基本計画もできているわけなので、そこをやっぱり政治の責任としてしっかりと説明をしていただいて、その上で責任も含め、そして、しっかりと責任は国も含めて責任をとるということ。そして、国がある程度出すということになれば、規制に対してもやはり全力で取

り組まざるを得ないということであると思いますから、これはやっぱり福井県の西川知事もおっしゃっていますけれども、やっぱり原子力政策に対して明確な方針を示しながら、絶対賠償問題と切り離せないものだと思っていますので、根本的にその方向性で私も考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。4点ほど述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、4ページ目のところに図解していただいております3層構造の中で、2層目に何を入れるかという議論なのですけれども、ここに新たな事後回収型の相互扶助方式のようなものが入ること、海外の事例とかはそうだと思うのですが、こういったことは本当にできるのかといったような懸念を持っています。

まず、現行の相互扶助の仕組みに限界がある点には留意する必要があるとあって、原賠法に基づく保険制度と機構法に基づく相互扶助制度のリバランスが必要であるという考えを再強調したいと思っています。一般負担金の託送回収に係る機構法の改正議論を見ていると、自由化若しくは原子力依存の低減が進展する局面で、事後的に電気料金による費用負担を求める相互扶助方式を維持・拡充するハードルは非常に高まっているというふうに考えています。保険制度に基づく損害賠償措置は、事業者があらかじめ定められた保険料、補償料の支払を通じて賠償関連費用を平準化する仕組みであり、賠償措置額の引上げというのは保険制度と相互扶助のリバランスに資するものと考えております。したがって、被害者保護、事業者側での予見性担保の観点からも賠償措置額の引上げはある程度必要なのではないかという考え方を強調したいと思っています。

一方、もちろんこの賠償措置引上げによる保険料、補償料の増額、これらは電気料金を引き上げてしまうのではなかという懸念がある点は、これは同意しています。ただ、福島事故後に設定された新規規制基準対応や重大事故対応実施による事故確率の低減効果の織り込み、若しくは自主的安全投資への取組へのインセンティブの織り込み、こういった工夫がある程度補償料に織り込むことで懸念を払拭するオプションというのはあり得ないのか、こういった工夫の余地が残っているのではないかというふうに考えています。

3点目なのですけれども、賠償措置額の引上げが原子力事業者の安全投資のインセンティブをそぐのではないかというコメントも2ページ目にはあったのですけれども、以前にも

言及させていただきましたが、発災事業者が背負うべき責務は賠償だけではなく、事故収束、廃炉、除染、復興支援など複数の重責を完遂する必要があります。加えて事故発生時以降、長期にわたる原子力未稼働というオペレーションリスクにも直面する可能性が非常に高いと考えています。賠償措置額の引上げが安全投資のインセンティブをそぐというシンプルなロジックには違和感があるという点を再度コメントさせていただきたいと思えます。

最後4点目は、先ほど、前橋地裁の判決に関するコメントがありました。私もこの数か月間、一番大きな新しい事象だと思っています。今後、高裁の行方がどうなるのか、あとは同じような地裁が恐らく秋以降、判決が出てくると思っていますので、この事象を見ながら、改めて一度こういった制度設計の在り方というのを根本から、特に国の賠償の在り方について改めて根本から問い直されて、これがもう一度大きなテーマになるのではないかとこのように思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。少しこの間、時間がありましたので、原点にもう一度戻ってというような観点からの御意見も随分頂いているかと思えます。

辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) 質問です、事務局に。

最後の11、12ページに海外の例があって、特に顕著なのはドイツの右端に書かれている他国からの越境損害による損害ということに関して、日本の場合も常にやっぱりそういう不安が、例えば中国からとかあり得るとこのように思っているのですけれども、この辺りはもちろん日本で事故が起こった場合のお話とは違うにしても、このスキームの中に考えていくのかどうかというのを教えていただきたい。

以上です。

(濱田部会長) お願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

越境損害、非常に難しい問題でございます。ここにつきましては特にヨーロッパでも過去からずっと、特にチェルノブイリ事故を契機といたしまして越境損害に対する賠償をどうするのかということが御議論され、そういう観点からは関連している、いわゆる国際条約、パリ条約でございますとかウィーン条約、我々の場合にはCSCという条約に入って、基



本的な手続をいかに迅速かつ適切に行うのかという形で行うということになってございます。政府としての考えといたしましては、C S C条約の加盟国というものをなるべく増やして、特に我々日本との関係で関連するような国々の方々にもいろいろ入るという形で御協力を願っているという形で努力をしているというところだとは思ってございます。

実際にここの部分についてどうなのかというところでございます。いろいろ考えていかなければいけない重要な問題だとは思ってございますが、今、御議論いただいている中にはなかなか入りにくい問題ですので、実際に起こった場合には、例えば特別立法なり、そういうものも含めて我々政府の中でいろいろブレインストーミングをさせていただいた上で、必要なものというものを考えることになるのかなというふうに現時点では思っています。

以上でございます。

(濱田部会長) それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 先ほどの意見に少し追加するだけでございますけれども、又吉委員の意見は私、賛成でございますが、賠償措置額を上げるというか、第2層を考えるときに、私自身はやはり迅速性は大事だと思っていまして、今の廃炉等支援機構の体制は第3層ということになると思いますので、第3層に行く前に第2層での迅速性というのをまず、できるだけ考えていくことが必要ではないかということを追加的に申し上げておきます。

以上です。

(濱田部会長) 高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 私、今日は、第2層の議論をするとはばかり思って来ていたのです。しかし、第3層の話とか根本的な話が出てきて、私、戸惑っております。我々の議論は、今までの積み重ねの上でパーツをかためていく必要があって、土台を崩す議論をすべきではない。3層は3層できちっと議論するというのが必要だと私は思っています。

あと、住田先生の意見に私も基本的に賛同する部分があるのです。しかしながら、国賠を研究してきた身としては、前橋の判決が最高まで行って定着するのかどうかというのは、慎重に見ていかないといけない部分があるのかな、とは思っています。

一つは大塚委員がおっしゃったように、過失の話があります。東電の話について、国の場合に過失があることを前提に制度設計するというのは、東電の事故に引きずられ過ぎているのではないかと、私は印象を持っています。それから五分五分だという話についても、規制権限不行使型は基本的に国がゼロだと、内部的な負担割合は、という判決もあるわけ

なのです。ですから、最高まで行ったときに、国の最終的な負担をどう考えるのかという点は、慎重に考えていく必要があるだろうと思っています。

したがって、本当に最高でこれまでの議論をひっくり返す判決が出れば、そこはもう一回考えるしかありません。しかし、そこまでは、今までの議論をきちっと踏まえながら、かつ、時間の話もあって余り長々とすべきものでもありませんので、我々としてはきちっと結論を出すべき話だと思っています。したがって、今までの議論の積み重ねできちっと最後までパーツを完成させるのが我々の役割ではないか、と私自身はと思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 逆に、私は第2層と言われてちょっと戸惑っているのですが、第1層に当たるのでしょうか、賠償措置額の議論をするというイメージでおりましたので、この1層、2層、3層というのは具体的に何に当たるのか、よく理解できておりません。もし、措置額について大幅に引上げるとすると、これは過去の会議でも御意見がいろいろと出たと思うのですが、増額するとなると政府補償契約を上積みすべきではないか、という御指摘がありました。逆に、民間保険契約についても大幅に引き上げるべきで、保険プールのボリュームに限界があるならば、再保険を利用してでも拡大すべきだという御意見もあったように思われます。しかし、海外の保険プールに依存することが果たして適当なのか、この点についても問題としてあるのではないかという認識をしております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

いろいろな注目点が出て議論をいただいているわけですが、今後、具体的な内容を詰めて議論を取れんさせていくというところに当然進んでいかなければいけないわけですが、今日は若干、最後の詰めの前に余裕がありますので、少しいろいろな御意見も頂戴しているわけですが、高橋委員、どうぞ。

(高橋委員) 私が2層といったのは、責任保険プールがありますが、そこが引き受けてくれないと成立しない話なのだと思います。そういう意味で、国際保険市場でこれ以上、額を上げられるのかという話があります。賠償額を上げるのだったら、責任保険契約と政府補償契約を同じ額にするという、それを前提にして上げていくというのはほぼ不可能な話なので、2層という話が論点として出ざるを得ないのではないのでしょうか。そういう議論に今、なっているのではないかと私は理解して2層という言葉を申し上げた、という次第です。

(遠藤委員) 高橋先生、すみません。つまりは政府補償契約の横に上積み分のことをおっしゃっておられるのですか。

(高橋委員) ですから、補償原理でやるかどうかということから白紙となります。その意味で、乗っかるという話ではなくて2層という話に、今はなるのではないのでしょうか、と最初に申し上げたのです。

(大島参事官) すみません、私から1層、2層、3層という話を始めたがために少し混乱をさせていたようでございますけれども、まずもう一度少し整理をさせていただくと、いわゆる第1層とっておりますのは、諸外国もあるように、いわゆる民間保険をベースにしている形で作っているというところの部分の部分を指しているということでございます。日本の場合には1, 200億円、この経緯といたしましては、まだ発効しておりませんので、先ほど諸外国で説明をいたしましたイギリス、ドイツなどが上がっていないのですけれども、改正パリ条約については7億ユーロ、原賠法を改正している当時のユーロ円レートをベースにしておりますので、1, 200億円というところになってきております。今現在、少しユーロ円レートが変わっておりますので、今のレートだと恐らく1, 000億円をちょっと切るぐらいのレートになってしまっているのかとは思っております。原賠法成立当時の考え方といたしましては、ベースとしては民間保険でこの第1層をカバーしていただきたいということでしたが、特に日本の場合には地震等のリスクの部分をどう考えるのかという背景がございまして、政府補償契約というものを同じ高さで持ってきたというところがございます。ですので、責任保険契約、後ほどもしも追加があれば木原委員に補足をしていただければと思っておりますけれども、中間取りまとめの際にも、これを今の諸外国の状況、それからパリ改正条約がまだ発効していないというような状況を踏まえますと、この1, 200億円を大幅に増やすというものは現時点では非常に厳しいのではないかと思います。大幅というのがどういうものにするのかというのは、これはまた諸外国との折衝になりますので、私からの個別のお答えというものはないというところがございます。

一方で、賠償措置額という言葉を使ったものですから、すみません、少し混乱をさせてしまったかもしれませんが、第2層というのは、要はあらかじめちゃんとお金が出るというものをしっかりと間に挟んだ方が良いのではないかと。先ほどアメリカ、ドイツの例も申しましたけれども、これもあらかじめ法律に基づいて具体的なところは契約で、事故が発生する前、運転をしている最中の契約に基づいて、これだけの額をちゃんと確保していますという額が大幅な額があると。アメリカの場合には1兆を超える額、ドイツの場合

には3,000億を超える額というものを保証しているということですので、そのこの第2層というものをあらかじめしっかりと予見性を持って措置をしておくということがあるのではないかと。この部分を埋める埋め方でございますけれども、保険的スキームだけで多分やろうとすると、先ほど申しましたように責任保険契約限られていますので、政府補償である程度カバーをしないと多分難しいと思います。ただ、このカバーの仕方もフルサポートするのか、一部だけにするのか、何らかの条件をかけるのか、これはこれからの御議論だと思っておりますけれども、いずれにしても何がしかの政府補償契約的な保険スキームというものは一つの案としてはあると思います。

それから、住田先生言われている例、それから高橋先生も言われているように、いわゆる政府の補償をするということで、契約に基づかず法律でしっかりと枠をつくって補償するというものはあるかと思えます。

それ以外の形でアメリカ、ドイツを参考にしながら、あらかじめ何がしかの資金を出す枠を持っておく。ただ、これの回収についてはいわゆる相互扶助的にやるのか、今御議論いただいたように税金的な形で入れるのか、それはまたこれからの御議論だと思っておりますけれども、別の枠組みでここを支えるということもあるかと思えます。ですので、この第2層と今言っておりますけれども、ここの部分についてはある程度大きな意味でのオプションというのは二つ三つあるのではないかと考えてございます。

これでも足りないというような非常に甚大な影響を及ぼすような事故につきましては、今現在でも、繰り返しになりますけれども、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助という形でお金を援助するというこの枠組みは生きてございます。これについては、繰り返しになりますけれども、発災事業者さんと機構とで特別事業計画というものを作成し、賠償の見通し、それから経営合理化、そういうものをしっかりと審査をさせていただいて主務大臣が認可をした上で資金拠出をするという形になりますので、ここの部分についてまた別の枠組みということで、新たなものを第2層と入れるという意味で言うと第3層になるということだと思えます。

この第2層のところを第1層に類する形にするのか、アメリカ、ドイツのようにどちらかという第3層に類似した形に持ってくるのか、それはいろいろな考え方、メリット、デメリットが非常に大きく分かれる部分でもございます。少し本日御意見を頂きましたら、そういうものも参考にしながら次回の御議論につなげさせていただきたいなと思っております。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今ちょっと出ました、保険関係等のところで木原委員、何かありますか。

(木原委員) 既に各先生方から御解説を頂いているので、私の方からあえて付け加えることはないのですが、現状では民間保険で1, 200億円まで、対応させていただいています。これについて引上げが可能かという御質問は出るのではないかと考えておりますけれども、皆様から既に御指摘を頂いているとおり、この1, 200億円のレベルは、各国に比べて極めて高い今レベルになっております。

先ほど、大島さんからもお話ございましたように、多分これは改正パリ条約、実はまだ発効しておりませんが、その発効も見込んで、当時制定された経緯にあるという理解をしております。仮にこの改正パリが来年再来年あたりに発効したとしても、恐らく今の換算率で考えると900億円レベルだと思います。こうした世界的な状況の中で1, 200億を上げるというのは保険業界としては非常に難しいというのが結論でございます。

ありがとうございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、小野田さん、この間にお願いします。

(小野田オブザーバー) 発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。

先生方にいろいろ御意見を頂戴したところですが、事業者の立場で発言をさせていただきたいと思います。

まず最初に、どうしても申し上げたいこととして、原子力発電というものは、立地地域や国民の皆様からの御理解や信頼を頂いて初めて運営できるものだということ、これは揺るぎのない原理原則でございます。したがって、事業者は原子力事故を起こさないという強い決意の下で、今定められております国の新規制基準に適合することはもとより、既成の枠組みにとどまらないより高い次元の安全性確保に向けて、今ありますところの原子力リスク研究センター、いわゆるNRR Cや、原子力安全推進協会、いわゆるJANS Iと言われている協会など外部の機能も積極的に活用しながら、自主的、継続的に取組を進めているところでございます。

今ほど、賠償措置額なのか2層なのかといろいろな議論がございましたけれども、仮にこういうものが引き上げられるようなことになったとしても、事業者の安全対策に対する考え方、姿勢は揺るぎないものでございます。この点は事業者としてしっかり説明してまい

りますが、皆様にも御理解いただきたいと考えております。

それから、このように安全対策がしっかり強化されることにより、原子力発電所は3・11の震災前に比べて、安全性が大きく高まっております。事故リスクの低減が見込まれておりますので、賠償措置額の補償料率に反映されるべきものと考えております。

一般論といたしましても、再稼働後の原子力発電所が安定的に稼働すれば、全体としての発電コストの低減にも寄与すると考えられますので、例えば賠償措置額の引上げのようなことがあったとしても、必ずしも電気料金の上昇につながるものではないとも言えると思います。

それから、事務局資料によりますと、無限責任とした場合の賠償資力の確保策について、現行1,200億円の賠償措置額を引き上げる方向性が、これだけではないかもしれませんが、提起されております。福島事故の経験を踏まえまして、小売完全自由化の下で原子力事業の予見性を確保していく観点からは、賠償措置額で確実に確保する賠償資力の拡充を図り、非発電事業者の負担の予見性に課題がある相互扶助で確保する部分を縮小させるようなリバランスも必要ではないかというふうに考えております。

今後、賠償措置額の引上げなどを検討していく際には、電気をお使いいただいているお客様への影響に留意しながら、ある程度合理的で、かつ国民の皆様の安心感の醸成につながるような賠償措置額を確保できるかどうか、賠償措置額の補償料に震災後の安全対策をどこまで考慮できるかどうか、という点が課題になると考えております。

事業者の立場で発言させていただきました。

(濱田部会長) ありがとうございます。

遠藤委員、どうぞ。

(遠藤委員) 大島参事官のお話を伺いますと、いわゆる第2層と言われるべきものところが保険なのか共済による積立てなのかという、量は別として、そういう議論であるのだと思います。重ねて申し上げますと、福島第一事故を想定した過酷事故に対して、保険契約を引き上げてこうしたテールリスクに備えるというのは極めて、住田委員のお言葉でいけば捨て金ということでしたけれども、保険の枠組みというものは基本的に合わないと思っております。

一方、共済による積立てということですが、これは先ほども申し上げましたが、原賠支援機構法によって担保されております。原子力事業者各社が負担している一般負担金は、東電福島第一事故の賠償の費用負担というイメージですが、福島第一の賠償が終われ

ば共済としての役割を果たすということが制度的に認められていますし、そうでなければ、上場各社の株主の理解が得られません。それだけは申しておきたいと思っております。

(濱田部会長) では、高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 私は保険料は民間の方が参加できる額にする。2層についてですね、もし保険的なものを参考にしながら制度設計する。積立てというのは、私は想定できないし、あと事業者の共助スキームというのにも私は余り賛成できません。つまり、こういうものについて、政府できちんと額を措置するからには、国民への説明責任がありますから、何がしかの利益を受ける方にある程度払っていただくということが必要だろうと。ただし、そのときの料金は民間の方が払える限度にするのが必要である、と思っています。

ただそのときに、繰り返して申し上げますが、何か福島事故の対策でリスクが下がったから保険料下げていいという話は逆転しているのではないかと私は思います。私は規制の話にも従事していますが、日本の場合には、外部要因事象が多過ぎてまともなリスク計算できないのは常識です。だから、そういう中である程度経済合理性とか考えて民間の方が参加できる合理的な保険料というもので考えます、と説明していただくべきです。何か本当にリスクが下がって、要するに1万分の何というのが、本当の原発の事故リスクですという逆転した説明が始まると、私は非常に困ると思っています。そこは注意していただければ有り難いと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、住田委員、お願いします。

(住田委員) 2層、3層の話が出てきましたけれども、私自身は国が補償をするという制度の枠組みをしっかりとつくるということを提示したいと思います。今回その2層の部分を事務局資料では国の政府の補償という言葉をお使いになっていないのは、多分資料作成上は、使えなかったのだろうなと思っていますけれども、各国の法制から見ても当然あり得ることだと思っています。特にアメリカのように先ほど申し上げたように、政府が責任をとらないような制度を持っている国ですら補償計画を持つぐらいですので、日本は当然であろうと思っています。

そしてもう一つは、国が責任を持つことに対する説明責任。原子力を使わない方々、そういう国民に対しても負担を求めるとするのは託送料においても同じ理屈だろうとは思いますが、原子力発電を国策として今とっている以上はきちっとした説明責任を果たすべきだろうと思っています。

それから、もう一つ。1層目の廃炉機構の資金援助のお話なのですが、今回10ページで賠償資力を確保するための措置について一覧表がございまして、御説明があったかとは思いますが、私は別の論説を書いたときにこれを引用したことがございますので、改めて申し上げます。

各電力会社からの一般負担金の総額というのが、平成23年度分からは書かれておりません。負担料率はほとんど変わっておりません。特別負担金は東電が支払っているものですが、この併せたものがどうなっているかというと、機構の利益になっているわけです。そして、機構の利益が結局国庫納付金に回っているわけです。つまり、各電力会社の一般負担金、そして東電の特別負担金を併せたものが毎年純利益として残って、かつそれが国庫に納付されている。何のために電力会社が電気料金の一部をこういう形にしてこの廃炉支援機構に支払っているのか、これは国家に吸い上げられているという実態になっているわけです。これ私が役人のときの発想で言いますと、国債を国が交付しています、貸し付けているわけですね。国債に関しては利払いが必要ですから、その利払いをしている形にして不良債権ではないという形式をつくっているにすぎないようなもの、そのための組織だろうと私はみています。

そうすると、この廃炉支援機構への拠出金に関しては各電力会社が電気料金の一部を多分値上げもしているのでしょうけれども、その部分が実を言うと損害賠償に回らずに国庫に吸い上げるだけのシステムになっているということになっております。ですから私はこの支援機構に関してのスキームはいろいろな面で、もたない。もし前橋地裁のような判決が最高裁で確定いたしましたら、そういう意味では不当利得返還請求権になってもおかしくないというふうに考えております。もちろんこの判決がまだ一審の一つにしかすぎませんが、非常に意義のある判決とみていますので。

ですからこそ、後から見て何であのまま維持したのかと言われることのないような理屈の立つような制度設計をしていただきたいと思います。そういう意味では政府補償、国家補償という枠組みを今回入れるべきであると。これの後押しとなるのは各国の法制との比較ないし、やはり国は絶大な権限を持っているから一定の責任を負うべきだという理屈、これをもう一遍繰り返して申し上げておきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

崎田委員。

(崎田委員) ありがとうございます。



先ほどは全体の方向性ということで発言をさせていただきました。内容に関して一言申し上げておきたいのですが。先ほど来賠償措置額を高くするというのが現実問題なかなか難しい金額なのではないかというようなお話がありました。私はここに参加をさせていただいている中で、ほかの国との流れから言えばそういう金額かもしれないけれども、福島の今の損害賠償額が4兆とか、廃炉を入れたらもっと倍以上のばくだいな金額になるわけですが、そういう金額の単位から言っても、この賠償措置額を上げるということはきちんと検討していただきたいなというふうに思っています。ただ、それをどの程度上げるのかというあたりはきちんと意見交換をさせていただきたいと思っています。

そのときの支払の仕方なのですが、民間の事業者さんが電気料金として集めて保険で積み立てていくという部分と、やはり私たち国民が国が関与することを願ったときには税金という流れでそこに関与していくわけで、その両面をしっかりと考えていながら、バランスのいい制度にしていくというのが大事なのだというふうに思っております。

そういう意味では、国が一步前に出てしっかりと関与するということを考えれば、そのときの国が使うお金に関してやはり税金の負担ということを認めながら、それがどういう内容と規模かをきちんと受け止め、そして多くの方々と話し合っていく、そういう流れで解決していければと思っています。よろしくお祈りします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員、失礼しました。

(大塚委員) 私は高橋先生の意見に賛成ですけれども。この第2層について賠償措置額を上げて、ただ政府補償契約に関しては先ほど来議論があるように、余り電気料金に跳ね返らないようなことを是非検討していただければと思っています。

一つだけ追加的に申し上げておきたいのは、アメリカの連邦の決定に基づく連邦の補償計画というのは、私が前に少し調べたところだと、これは国家補償のことではなくて、ここでまた電力会社の方から取ることも想定の中には入っているようなので、ここで補償計画を新しく立てるというだけのことなので、国家補償を意味しているとは必ずしも限らないと思います。事務局がもしお調べいただくと有り難いと思いますけれども、アメリカのこれは国家補償ということではないと思いますので、一言申し上げておきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) すみません、先ほどの一般金の国庫納付の件なのですけれども、政府は支援機構

に資金交付をする際に、交付国債を償還しなければいけませんので金融機関から借入れをして資金を調達しておりまして、国庫に返納するということは蓄積しているということではないと思っております。

もっともその際の金利負担は、例えば返済に30年間かかったときのその支払利息は1,200億円ぐらいと会計検査院の方でも試算されています。これは一般会計に計上される税金であるということを発言させていただきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

四元委員、失礼しました。

(四元委員) もうほかの先生方と繰り返しになってしまいますが、簡単に。私も大体高橋先生と同じ意見を持っております。それで、今まで出た御意見について若干申し上げますと、まず規制権限を持っている国の責任というものはあると私も明確に思いますが、前橋地裁の判決がそのまま維持されるかは私もかなり懐疑的に思っています。そういう意味で過失責任の枠組みというのは一応その前提で考えるべきかと思っております。

ただ一方で、事前に事後回収型ではなく、やはりある程度今回の事故を踏まえた事前の枠組み、今日2層ということだと思いますが、それをある程度拡充して持っているべきだということ。ここは、これも高橋先生おっしゃっているのと同じではないかと思いますが、補償料率が下がるということは、下がる前提でというところはまだちょっとその根拠がないので、私もいたずらに額を拡大するのは何ですけれども、補償料率が下がって余り負担が上がらなくてといういいところ取りが今現状であるかということ、そこはちゃんと現実を見据えてやった方がいいと思います。基本的にはある程度拡充して、事前の枠をとっておくべきだと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

まだ若干時間ございますので、もし御意見御質問等ございましたら頂ければと思いますが。高橋さん。

(高橋委員) 質問ですが、3層の議論はこれからやられるのでしょうか、次回あたり。機構法そのものの議論というのはこれからあるのでしょうか。

(大島参事官) すみません、そのところ具体的に3層のところをどこまでどう議論する必要があるのかというところを少し整理をさせていただいた上で資料をつくりたいと思っておりますけれども、今のところでありますと、少なくとも福島の賠償の部分についての枠

組みというのは、必要なところは経済産業省の審議会において議論がなされ、必要な制度設計がなされたというところはまず大前提としつつ、この第1層、第2層をつくり込む中で第3層にももちろん影響を受けたり影響を与えたりということはあり得ますので、そういう中で必要なものがありそうであれば、併せて御議論はいただく必要があるのかなというふうには思っています。

ただ、直ちに具体的にどういう課題があるのかというのはもう少しできればこの会合の終わった後でも御意見頂ければ、それも併せて整理をして次回の資料作成をさせていただきたいと思っておりますけれども。

(住田委員) 2点ほど私の発言に対していろいろと御懸念があったので、それに対して申し上げたいと思います。

アメリカの連邦の補償計画につきましては、アメリカの場合国家無答責がかなり大きく制度として組み入れられておりまして、個別に立法で補償するというような制度設計になっております。今回の原子力に関しましては、多分今後のことであって、まだ起きてもないことですので、詳細は詰まっていないというふうに聞き及んでおりますが、もしあるのであれば、国が全く一切お金を払わずに事業者に負担を求めるというスキームであれば、それは私の言っていることと違いますので、国家補償であろうと思っていた部分はかなり大きいと思っておりましたので、その点はよろしく御調査をお願いしたいと思っております。

それから、廃炉機構の一般負担金が国の方に行っているというのは、要するに利払いに使われているのだということを申し上げたわけです。国のところにたまっているという趣旨で申し上げたものではありません。ただ、利払いをすることによって不良債権化させない、そう見えないようにするために、一般負担金が使われているという実態は変わらないというふうに理解しております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

どうぞ、加藤委員、お願いします。

(加藤委員) すみません、一点発言します。先ほど四元委員が補償料率をやたら下げるべきではないというお話でしたけれども、私もそれは何の根拠もなしに下げるべきではないと思っております。ただ、事務局の御説明では、現在の1万分の20という補償料率は過去の事故事例をベースにしているというお話でしたので、今これだけいろいろな規制で安全性が高ま

っている状況を踏まえて、専門家の皆さんで検討していただいて、合理的な事故確率、発生確率といったものを出した上で補償料率を下げるという方向に持っていったらというふうに考えている次第であります。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

どうぞ、四元さん、お願いします。

(四元委員) 別に下げるべきではないと申し上げたわけではなく、今下げるという具体的な根拠がまだ私には見つかっていないということです。合理的に算定いただければいいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今日のところはよろしいですか。

今日はかなりいろいろなレベルの議論をいただきましたが、一方では基本的なスタンスのところでも再確認をし、また具体的な方向についても少し言葉の問題も含めて整理をさせていただけたかと思っております。

今日様々貴重な御意見を頂きましたので、更に次回も引き続き議論を進めていきたいと思っております。少し今日の議論、従来の議論も当然ですが、踏まえた形で資料を整理いただき、そしてそれに基づいて次回の議論を進めてまいりたいと思います。

先ほど事務局からもございましたけれども、本日の議題について何か追加の御意見等ございましたら、後日事務局の方に提出いただければと思っております。

それでは、最後に事務局の方から連絡をお願いいたします。

(大島参事官) 本日は若干手狭な会議室で、かつ少し暑くなって申し訳ありませんでした。

次回第18回会合につきましては日程調整が済み次第御連絡をさせていただきます。また、お手元の資料につきましては御希望があれば委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

なお、この建物は隣の建物との連絡口が2階になってございますので、エレベータで下られる際には2階で降りていただいて、本府の方の渡り廊下を渡って外に出ていただければと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

本日はお疲れさまでございました。